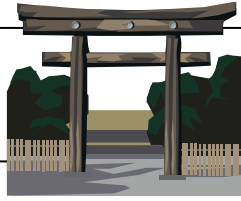


10

神無月（かなづき）

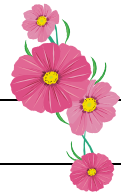


神々が出雲大社に集まり
諸国が留守になることからの意。

10月の事務チェックポイント

- 平成27年度税制改正で、国外親族の扶養控除等の書類の添付等義務化されました。（平成28年1月1日以後に支払われる給与及び公的年金並びに平成28年分以後の所得税について摘要）扶養家族の子供が留学中とか、社員の扶養家族に外国人の方がいる場合など注意が必要。
- 地方自治体に企業向け年末特別融資の受付が始まるので、早めに手続きをする。
- 採用内定者には入社承諾書を提出させる。
- 8月提出済の算定基礎届に基づき、健保・厚生標準報酬の定時決定通知書が送られてくるので、本人に通知する。
- 社内研修会や社外の講習会に従業員を参加させる場合は、報告会等の機会をつくり成果を広める。
- 年末商戦向けの販促企画について予算面（資金繰り）、税務面からのアドバイスを行う。
- 年末商戦用パート、アルバイトの採用準備に入る。

10月の税務



提出期限	チェック欄	内 容
10月13日		9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
11月2日		8月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞
		2月、5月、8月、11月決算法人の3ヶ月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
		法人・個人事業所の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
		2月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）
		消費税の年税額が400万円超の2月、5月、11月決算法人の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞
		消費税の年税額が4,800万円超の7月、8月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（6月決算法人は2ヶ月分）＜消費税・地方消費税＞
		個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第3期分）

●事前にチェックをし、提出漏れを防ぎましょう！（公社）長井法人会 TEL88-3960 FAX88-3823

★会員交流会～第5回マグロを食べて楽しく税を学ぼう～

- ◆日時/10月28日(水)午後6時～ タスパークホテル ◆参加費/4,000円
- ◆パークゴルフ 同日 午後2時～ 長井パークゴルフ場 ◆参加費/1,000円
- ◆詳細は、FAXで送信しておりますのでご確認願います。

★税を考える週間記念講演会ご案内

- ◆日時/11月4日(水) ◆演題/「お金が貯まるのはどっち」
- ◆講師/元メガバンク支店長 菅井敏行氏 ◆会費/無料

当会HPに動画(約5分)でわかるマイナンバー制度を掲載しました。

長井法人会で検索し、是非ご覧ください。